

令和元年6月17日

洞爺湖町議会令和元年6月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
報 告 第 4 号	平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報 告 第 5 号	平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計繰越明許費繰越額の報告について
議 案 第 1 号	洞爺湖町表彰条例の一部改正について
議 案 第 2 号	洞爺湖町介護保険条例等の一部改正について
議 案 第 3 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議 案 第 4 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議 案 第 5 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議 案 第 6 号	新たに生じた土地の確認について
議 案 第 7 号	町の区域の変更について
議 案 第 8 号	財産の取得について（戸籍総合システム）
議 案 第 9 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）
議 案 第 10 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 11 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 12 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 13 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 14 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 15 号	令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）
同 意 第 2 号	教育委員会教育長の任命について

報告第4号

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、別表第1「平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書」のとおり報告する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

別表第 1

平成30年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国道支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付 商品券事業	1,253,000	1,253,000		1,253,000			0
合 計			1,253,000	1,253,000		1,253,000	0	0	0

令和元年5月31日

洞爺湖町長 真屋 敏春

報告第5号

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、別表第1「平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書」のとおり報告する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

別表第 1

平成30年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
4 総務費	1 総務管理費	地域介護・福祉 空間整備等施設 整備事業	6,885,000	6,885,000		6,885,000			0
合 計			6,885,000	6,885,000		6,885,000	0	0	0

令和元年5月31日

洞爺湖町長 真屋 敏春

議案第1号

洞爺湖町表彰条例の一部改正について

洞爺湖町表彰条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町表彰条例の一部を改正する条例

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（功労表彰）

第3条 洞爺湖町功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について、議会の同意を得て表彰を行う。

- (1) 社会福祉の向上に尽力し、功績が顕著なもの
- (2) 産業の振興又は経済の発展に尽力し、功績が顕著なもの
- (3) 保健衛生又は環境衛生の向上に尽力し、功績が顕著なもの
- (4) 労働福祉の向上に尽力し、功績が顕著なもの
- (5) 教育、文化及び体育の振興に尽力し、功績が顕著なもの
- (6) 地方自治の振興に尽力し、功績が顕著なもの
- (7) 上記に掲げるものと同等の功績があると認められるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

洞爺湖町介護保険条例等の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町介護保険条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町介護保険条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,300円とする。
- 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,300円」とあるのは、「27,300円」と読み替えるものとする。
- 5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中「20,300円」とあるのは、「39,200円」と読み替えるものとする。

(洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年洞爺湖町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「平成30年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(洞爺湖町介護保険条例の経過措置)
- 2 この条例による改正後の洞爺湖町介護保険条例第5条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第3号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「（33）」を「（32）」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「（24）」を「（23）」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第4号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第5号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第6号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

- 1 場 所 洞爺湖町清水1番及び382番、大磯町8番1、9番1及び10番、
本町121番1、122番1及び123番4地先の公有水面埋立地
- 2 面 積 76,383.91平方メートル

議案第7号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域を次のとおり変更する。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

新たに生じた土地の確認によるもの

町の名称	変更する町の区域	
	編入する公有水面埋立地	面積
大磯町	洞爺湖町清水1番及び382番、大磯町8番1、9番1及び10番、本町121番1、122番1及び123番4地先の公有水面埋立地	76,383.91平方メートル

議案第8号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

- 1 取得する財産 戸籍総合システム一式
- 2 取得金額 16,092,000円（うち消費税及び地方消費税1,192,000円）に北海道市町村備荒資金組合の防災資機材の譲渡に関する条例第5条第1項に定める率により、算出した額を加えた額
- 3 取得先 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合 組合長 菊谷秀吉

議案第9号

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,311,695千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		457,964	36,141	494,105
	1. 国庫負担金	269,053	3,766	272,819
	2. 国庫補助金	178,441	32,375	210,816
16. 道支出金		725,294	19,979	745,273
	1. 道負担金	175,106	1,882	176,988
	2. 道補助金	530,768	18,097	548,865
19. 繰入金		230,728	△ 19,042	211,686
	1. 繰入金	230,728	△ 19,042	211,686
20. 繰越金		20,000	58,677	78,677
	1. 繰越金	20,000	58,677	78,677
22. 町債		678,400	156,500	834,900
	1. 町債	678,400	156,500	834,900
歳入合計		7,059,440	252,255	7,311,695

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		374,206	2,191	376,397
	1. 総務管理費	337,685	100	337,785
	2. 徴税費	7,004	2,091	9,095
3. 民生費		1,453,095	29,200	1,482,295
	1. 社会福祉費	959,482	29,200	988,682
4. 衛生費		378,523	△ 1,836	376,687
	1. 保健衛生費	127,262	△ 1,836	125,426
6. 農林水産業費		419,905	182,743	602,648
	1. 農業費	391,641	17,943	409,584
	3. 水産業費	19,117	164,800	183,917
7. 商工費		311,810	10,954	322,764
	1. 商工費	117,642	154	117,796
	2. 観光費	194,168	10,800	204,968
10. 教育費		394,201	3,165	397,366
	1. 教育総務費	101,626	2,082	103,708
	4. 社会教育費	94,274	1,083	95,357
13. 予備費		18,000	25,838	43,838
	1. 予備費	18,000	25,838	43,838
歳出合計		7,059,440	252,255	7,311,695

第2表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
カゴ洗い機等 導入事業	156,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0 %以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金又はその 他資金とし、その融資 条件による。 ただし、町財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。

議案第10号

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,438,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

議案第 1 1 号

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 2 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 8 8, 3 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 6 月 1 7 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第12号

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094,503千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		173,850	△ 7,530	166,320
	1. 介護保険料	173,850	△ 7,530	166,320
3. 国庫支出金		266,249	375	266,624
	2. 国庫補助金	99,747	375	100,122
7. 繰入金		203,584	7,905	211,489
	1. 一般会計繰入金	172,791	7,905	180,696
8. 繰越金		1	20,053	20,054
	1. 繰越金	1	20,053	20,054
歳入合計		1,073,700	20,803	1,094,503

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		39,139	750	39,889
	1. 総務管理費	27,086	750	27,836
6. 予備費		1,055	20,053	21,108
	1. 予備費	1,055	20,053	21,108
歳出合計		1,073,700	20,803	1,094,503

議案第13号

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ544千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰 入 金		41,000	△ 4,000	37,000
	1. 繰 入 金	41,000	△ 4,000	37,000
4. 繰 越 金		1	3,456	3,457
	1. 繰 越 金	1	3,456	3,457
歳 入 合 計		93,254	△ 544	92,710

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		11,000	△ 5,746	5,254
	1. 総務管理費	11,000	△ 5,746	5,254
2. 簡易水道施設費		25,201	3,284	28,485
	1. 施設管理費	14,390	3,284	17,674
4. 予備費		546	1,918	2,464
	1. 予備費	546	1,918	2,464
歳出合計		93,254	△ 544	92,710

議案第14号

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療金 広域連合納付金		155,761	5,001	160,762
	1. 後期高齢者医療金 広域連合納付金	155,761	5,001	160,762
4. 予備費		223	1,279	1,502
	1. 予備費	223	1,279	1,502
歳出合計		161,538	6,280	167,818

議案第15号

令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	280,764	0	280,764
第1項 営業費用	247,917	2,354	250,271
第2項 営業外費用	14,271	0	14,271
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	18,575	△2,354	16,221

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	21,526	2,354	23,880

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

同意第2号

教育委員会教育長の任命について

洞爺湖町教育委員会教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 皆 見 亨

昭和35年6月27日生

令和元年6月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春